

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合
中央執行委員長 佐々木 宏充

「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編」において示された 「ライン管理」に関する申し入れ

JTSU-E 申第 2 号「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編について」に関する第三次申し入れ団体交渉において、これまで各支社間で調整を図ってきた運行関係業務等を今後本部が「ライン管理」として集約していく。なお、2023 年のダイヤ改正以降、常磐線にて実施し、その他線区においては検証のうえで進めていく、また、一線区一乗務員区所の箇所については、支社が行ってきた輸送に関する計画業務を現業機関で行っていくとの考えが示されましたが、具体的内容については明らかにされませんでした。

常磐線においてライン管理を行うにあたり、各支社のどの業務が本部または現業機関に集約・移管されるのかが不明確です。さらに、実施により得られる効果や課題も明確になっておらず、具体的なスケジュールや要員配置など不透明な点も多く職場では不安が渦巻いています。

「ライン管理」という新しい運行管理の手法となることから、乗務労働の特殊性を考慮した安全と安心、ゆとりと働きがいを実感できる体制を確立していくこと、また、ご利用される方々にとって利便性や快適性が向上するダイヤ設定となるよう輸送品質の向上を図ることが求められています。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 「ライン管理」を実施する目的と実施により得られる効果と課題を具体的に明らかにすること。
2. 「ライン管理」を実施するにあたり、常磐線を先行的に行うとした根拠を明らかにすること。
3. 「ライン管理」に関し、本部集約および現業機関への移管について、業務内容とスケジュールを具体的に明らかにすること。また「ライン管理」を現業機関で実施する場合の年間を通した平均的な業務量の考え方を明らかにすること。

4. 「ライン管理」を実施するにあたり安全・サービスレベルのさらなるレベルアップをどのように図るのか具体的に示すこと。
5. 今申し入れに対する回答は、2023年1月20日までに行うこと。また、団体交渉は2023年1月31日までに実施すること。

以 上